

白井市指定文化財保存事業補助金交付要綱

所管課

生涯学習課

1 補助金の名称

指定文化財保存事業補助金

2 補助金交付の目的

市指定文化財の良好な保存と維持管理を図るため。

3 補助対象

【有形文化財・民俗文化財・記念物】
所有者及び権原に基づく占有者による修理、補強・復元的整備、防災・防犯設備等整備・管理、保存施設整備・管理、病虫害対策、環境整備事業、公開・活用整備事業
【無形文化財・無形民俗文化財・選定技術】
保持者及び市選定保存技術の保持者による伝承者養成、発表、用具修理、購入事業

4 補助対象経費

【有形文化財・民俗文化財・記念物】事業経費、設計料、監理料、報告書印刷経費、事務経費
【無形文化財・無形民俗文化財・選定技術】事業経費、事務経費

5 補助額（率）

補助対象経費に1/2の補助率を乗じた額。
文化財審議会において指定文化財の保護上必要があると認められたときは、1/4を限度として補助率の加算を行うことができる。

6 予算の範囲

当初予算の範囲内

7 施行日

昭和40年4月1日

8 補助金の終期

令和10年3月31日

9 改正履歴

令和5年3月31日